

了鳥取県公報

平成18年3月28日(火) 号外第47号

每週火:金曜日発行

次 目

教委規則	鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 (14) (文化課)1
企業局管	鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (3) (総務課)13
理規程	
病院局管	鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程 (2) (総務課)14
理規程	

教育委員会規則

鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田

鳥取県教育委員会規則第14号

鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県文化財保護条例施行規則(昭和50年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動条」という。) に対応する 同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場 合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条 (以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正 後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正 部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改正前
目次	目次
第1章~第5章 略	第1章~第5章 略
第6章 県選定文化的景観 (第25条 - 第32条)	

第7章 県選定伝統的建造物群保存地区 (第33条)

第8章 県選定保存技術 (第34条)

第9章 雑則 (第35条)

附則

(着手及び終了の報告)

者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこ れを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会 に報告しなければならない。ただし、条例第11条第 1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理に 係る現状変更等については、この限りでない。

2 略

第6章 県選定文化的景観

(選定の申出)

- 第25条 条例第35条の2第1項の規定による県選定文 化的景観の選定の申出をしようとする市町村の教育 委員会は、選定の申出に関し、あらかじめ県選定文 化的景観の所有者又は権原に基づく占有者 (管理者 がいる場合には、当該管理者を含む。以下この条及 び様式第20号において「所有者等」という。)の同 意を得て、様式第18号による申出書に次に掲げる図 面、写真及び資料を添えて教育委員会に提出しなけ ればならない。
 - (1) 選定の申出に係る文化的景観 (以下この条及 び様式第18号において「文化的景観」という。) の位置及び範囲を示す図面
 - (2) 文化的景観の概況を示す写真
 - (3) 文化的景観に係る規制に関する書類
 - (4) 所有者等の同意を得たことを証する書類
 - (5) その他参考となるべき資料

(滅失又はき損の届出)

第26条 条例第35条の4の規定による滅失又はき損の 届出は、様式第19号による届出書に、滅失又はき損 の状態を示す写真及び図面を添えて行わなければな らない。

(滅失又はき損の届出を要しない場合)

第27条 条例第35条の4ただし書に規定する教育委員 会規則で定める場合は、県選定文化的景観の滅失又 第6章 県選定伝統的建造物群保存地区 (第25条)

第7章 県選定保存技術 (第26条)

第8章 雑則 (第27条)

附則

(着手及び終了の報告)

第11条 条例第14条第1項の規定による許可を受けた │ 第11条 条例第14条第1項の規定による許可を受けた 者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこ れを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会 に報告しなければならない。

2 略

はき損が次に掲げる行為による場合とする。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為、国、都 道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理 することとなる者が当該都市施設若しくは市街地 開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶 交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施 設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通 報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利 用のための施設若しくは都市公園若しくはその施 設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業 若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が 組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは 漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、 重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に 係る文化財の保存に係る行為、県指定保護文化財 等教育委員会の指定若しくは選定に係る文化財の 保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公 共団体が行う通信業務、認定電気通信事業 (電気 通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第120条第1 項に規定する認定電気通信事業をいう。)、有線放 送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン 放送業務の用に供する線路若しくは空中線系 (そ の支持物を含む。)、水道若しくは下水道又は電気 工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る 行為 (自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、 車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係 るものを除く。)
- (3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条に 規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定 する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規 定する市民緑地 (緑地保全地域又は特別緑地保全 地区内にあるものを除く。) 内において緑地の保 全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に 係る行為

(現状変更等の届出)

- 第28条 条例第35条の6第1項の規定による現状変更 等の届出は、様式第20号による届出書に、次に掲げ る書類、図面及び写真を添えて行わなければならな い。
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図

- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域の写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足り る資料があるときは、その資料
- 2 前項第2号の実測図及び第3号の写真には、現状 変更等をしようとする箇所を表示しなければならな い。

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第29条 前条第1項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

- 第30条 条例第35条の6第1項ただし書に規定する現 状変更について届出を要しない維持の措置の範囲は、 次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 県選定文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状(選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
 - (2) 県選定文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
 - (3) 県選定文化的景観の一部がき損し、かつ、当 該部分の復旧が明らかに不可能である場合におい て、当該部分を除去するとき。

(所有者の変更の届出)

第31条 条例第35条の8において準用する条例第8条 第1項の規定による所有者の変更の届出は、様式第 21号による届出書に、所有権の移転を証明する書類 を添えて行わなければならない。

(所有者の氏名等の変更の届出)

第32条 条例第35条の8において準用する条例第8条 第2項の規定による所有者の氏名若しくは名称又は 住所の変更の届出は、様式第22号による届出書によ り行わなければならない。

第7章 県選定伝統的建造物群保存地区

(選定の申出)

第33条 条例第36条第1項の規定による県選定伝統的 第25条 条例第36条第1項の規定による県選定伝統的 出しなければならない。

(1)~(4) 略

第8章 県選定保存技術

(準用規定)

第34条 略

第9章 雑則

(保護台帳)

第35条 略

様式第1号 (第2条関係)

(表)

第

鳥取県指定保護文化財指定書

名 称 員数

構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質そ の他の特徴

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定保護 文化財に指定する。

年 月 日

鳥取県教育委員会

印

第6章 県選定伝統的建造物群保存地区

(選定の申出)

建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町 建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町 村の教育委員会は、様式第23号による申出書に次に 村の教育委員会は、様式第18号による申出書に次に 掲げる図面、写真及び資料を添えて教育委員会に提 掲げる図面、写真及び資料を添えて教育委員会に提 出しなければならない。

(1)~(4) 略

第7章 県選定保存技術

(準用規定)

第26条 略

第8章 雑則

(保護台帳)

第27条 略

様式第1号(第2条関係)

(表)

第

鳥取県指定保護文化財指定書

割り印

名 称

員数

構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質そ の他の特徴

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定保護 文化財に指定する。

年 月 日

鳥取県教育委員会

印

事項	事項
上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定有形 民俗文化財に指定する。	上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定有形 民俗文化財に指定する。
年 月 日	年 月 日
鳥取県教育委員会 印	鳥取県教育委員会 印
(裏)	(裏)
略	略
様式第18号(<u>第33条</u> 関係) 略	様式第18号(<u>第25条</u> 関係) 略

第2条 鳥取県文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。 様式第18号を様式第23号とし、様式第17号の次に次の5様式を加える。 様式第19号 (第26条関係)

県選定文化的景観滅失 (き損) 届出書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県文化財保護条例第35条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

印

(法人にあっては、名称) 及び代表者の氏名

県選定文化的景観の名称 選定年月日 県選定文化的景観の所在地 選定の申出を行った市町村 滅失又はき損の事実の生じた日時 滅失又はき損の事実の生じた当時 における管理の状況 滅失又はき損の原因並びにき損の 場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知ったとに 執られた措置その他参考となるべき事項		
県選定文化的景観の所在地 選定の申出を行った市町村 滅失又はき損の事実の生じた日時 滅失又はき損の事実の生じた当時 における管理の状況 滅失又はき損の原因並びにき損の 場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	県選定文化的景観の名称	
選定の申出を行った市町村 滅失又はき損の事実の生じた日時 滅失又はき損の事実の生じた当時 における管理の状況 滅失又はき損の原因並びにき損の 場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	選 定 年 月 日	
滅失又はき損の事実の生じた日時 滅失又はき損の事実の生じた当時 における管理の状況 滅失又はき損の原因並びにき損の 場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	県選定文化的景観の所在地	
滅失又はき損の事実の生じた当時 における管理の状況 滅失又はき損の原因並びにき損の 場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った日	選定の申出を行った市町村	
における管理の状況 滅失又はき損の原因並びにき損の 場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	滅失又はき損の事実の生じた日時	
滅失又はき損の原因並びにき損の 場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	滅失又はき損の事実の生じた当時	
場合は、その箇所及び程度 き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	における管理の状況	
き損の場合は、き損の結果当該県 選定文化的景観がその保存上受け る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	滅失又はき損の原因並びにき損の	
選定文化的景観がその保存上受ける影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	場合は、その箇所及び程度	
る影響 滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	き損の場合は、き損の結果当該県	
滅失又はき損の事実を知った日 滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	選定文化的景観がその保存上受け	
滅失又はき損の事実を知った後に 執られた措置その他参考となるべ	る影響	
執られた措置その他参考となるべ	滅失又はき損の事実を知った日	
	滅失又はき損の事実を知った後に	
き事項	執られた措置その他参考となるべ	
	き事項	

様式第20号 (第28条関係)

県選定文化的景観現状変更等届出書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県文化財保護条例第35条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

印

(法人にあっては、名称) 及び代表者の氏名

県選定文化的景観の名称	
選 定 年 月 日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
所有者等の氏名又は名称及び住所	
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び実施の方法	
現状変更等により生ずる物件の滅	
失若しくはき損又は景観の変化そ	
の他現状変更等が県選定文化的景	
観に及ぼす影響に関する事項	
現状変更等の着手及び終了の予定	
時期	
現状変更等に係る地域の地番	
現状変更等に係る工事その他の行	
為の施行者の氏名又は名称及び住	
所並びに法人にあっては、その代	
表者の氏名	
その他参考となるべき事項	

樣式第21号 (第31条関係)

県選定文化的景観所有者変更届出書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県文化財保護条例第35条の8において準用する同条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

E

(法人にあっては、名称) 及び代表者の氏名

県 選	定文	化的	景	観の	名称	
選	定	年		月	日	
県 選	定文	化的量	景観	の所	在地	
選定	の申し	出を彳	テっ	た市	町村	
旧所有	有者の[氏名又	は名	称及で	が住所	
新所有	有者の[氏名又	は名	称及で	が住所	
変	更	の	年	月	日	
変	更	の		事	由	
その	他参	考とな	なる	べき	事 項	
	選果選旧新変変	選 定 県選定文 選定の申 旧所有者の 新所有者の 変 更 変 更	選 定 年 県選定文化的 選定の申出を和 旧所有者の氏名又 新所有者の氏名又 変 更 の 変 更 の	選 定 年 県選定文化的景観 選定の申出を行っ 旧所有者の氏名又は名 新所有者の氏名又は名 変 更 の 年 変 更 の	選 定 年 月 県選定文化的景観の所 選定の申出を行った市 旧所有者の氏名又は名称及で 新所有者の氏名又は名称及で 変 更 の 年 月 変 更 の 事	県選定文化的景観の所在地 選定の申出を行った市町村 旧所有者の氏名又は名称及び住所 新所有者の氏名又は名称及び住所 変 更 の 年 月 日

様式第22号 (第32条関係)

県選定文化的景観所有者氏名 (名称) 又は住所変更届出書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県文化財保護条例第35条の8において準用する同条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

印

(法人にあっては、名称) 及び代表者の氏名

県選定文化的景観の名称	
選定年月日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
変更前の所有者の氏名若しくは名	
称又は住所	
変更後の所有者の氏名若しくは名	
称又は住所	
変更の年月日	
その他参考となるべき事項	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県文化財保護条例 (昭和34年鳥取県条例第50号) 又は改正前の鳥取県文化財保護条例施行規則の規定に より交付された指定書及び認定書は、それぞれ鳥取県文化財保護条例又は改正後の鳥取県文化財保護条例施行 規則の規定により交付された指定書及び認定書とみなす。

企業局管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山

決裁事項 2 情報公開条例に規定する知事の

るもの

(1) 略

権限に属する事務のうち次に掲げ

鳥取県企業局管理規程第3号

決裁事項

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

2 情報公開条例に規定する知事の

るもの

(1) 略

権限に属する事務のうち次に掲げ

鳥取県企業局事務決裁規程 (平成5年鳥取県企業管理規程第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前 別表第1 (第3条関係) 別表第1 (第3条関係) 知事の決裁事項 知事の決裁事項 1~23 略 1~23 略 24 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2 24 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2 号。以下「情報公開条例」という。) に規定する 号。以下「情報公開条例」という。) に規定する 知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの 知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 略 (1) 略 (2) 第7条第2項、第4項又は第5項の規定に (2) 第7条第2項又は第4項の規定による期間 よる期間の延長又は期間の延長の特例の決定 (特 の延長又は期間の延長の特例の決定 (特に重要な に重要なものに限る。) ものに限る。) 25 略 25 略 別表第6 (第6条関係) 別表第6 (第6条関係) 局長の委任 1 略 局長の委任 1 略

 (2) 第7条第2項、第4項又は 第5項の規定による期間の延長 又は期間の延長の特例の決定 (特に重要なものを除く。)
 (2) 第7条第2項又は第4項の 規定による期間の延長又は期間 の延長の特例の決定 (特に重要 なものを除く。)

 3及び4 略
 3及び4 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動後条」という。) が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条並びに別表及び別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示並びに別表及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目(以下「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

改 正 後	改 正 前
	(工事の執行等に係る専決事項)
	第6条 前条の規定にかかわらず、工事の執行に係る

(局長等の委任決裁事項)

第6条 局長、局総務課長及び病院長の委任決裁事項 │ 第7条 局長、局総務課長及び病院長の委任決裁事項 は、別表第4に掲げるとおりとする。

(委任決裁の留保)

第7条 略

(病院長の専決事項)

第8条 病院長の専決事項は、別表第5に掲げるとお│第9条 病院長の専決事項は、別表第6に掲げるとお りとする。

(代決)

第9条 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限) 第10条 略

(類推による専決)

い事項については、当該事項の内容により専決する ことが必要であり、かつ、適当であると認められる 場合には、これらの表に掲げられている事項から類 推して専決することができる。

(病院長の権限の専決等)

第12条 略

別表第1 (第3条関係)

管理者の決裁事項

1~20 略

21 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以 下「請負対象設計金額」という。) が建築工事に あっては1億円以上、設備工事にあっては2,000 万円以上の工事の執行の決定

22~25 略

26 鳥取県情報公開条例 (平成12年鳥取県条例第2 号) に規定する管理者の権限に属する事務のうち 次に掲げるもの

事務については、局長及び局総務課長は、別表第4 に掲げる事項 (次条の規定により病院長に委任され た事項及び第9条の規定による病院長の専決事項を 除く。)を専決するものとする。

(局長等の委任決裁事項)

は、別表第5に掲げるとおりとする。

(委任決裁の留保)

第8条 略

(病院長の専決事項)

りとする。

(代決)

第10条 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限) 第11条 略

(類推による専決)

第11条 別表第2から別表第5までに掲げられていな │ 第12条 別表第2から別表第6までに掲げられていな い事項については、当該事項の内容により専決する ことが必要であり、かつ、適当であると認められる 場合には、これらの表に掲げられている事項から類 推して専決することができる。

(病院長の権限の専決等)

第13条 略

別表第1(第3条関係)

管理者の決裁事項

1~20 略

21 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以 下「請負対象設計金額」という。) が3,000万円以 上の工事の執行の決定

22~25 略

26 鳥取県情報公開条例 (平成12年鳥取県条例第2 号)に規定する管理者の権限に属する事務のうち 次に掲げるもの

- (1) 略
- (2) 同条例第7条第2項、第4項又は第5項の 規定による期間の延長又は期間の延長の特例の 決定 (特に重要なものに限る。)
- 27 略

(1) 略

(2) 同条例第7条第2項又は第4項の規定によ る期間の延長又は期間の延長の特例の決定 (特 に重要なものに限る。)

27 略

別表第4 (第6条関係)

周長の専決事項	<u> </u>	
が10,000,000円以上 30,000,000円未満の 起工の決定をした工事に係る設計の変更 2 請負対象設計金額 が5,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結を随意契約の方法によることの決定 3 請負対象設計金額 が10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の方法によることの決定 3 請負対象設計金額 が10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の方法によることの決定 3 請負対象設計金額 が10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)第9条第1項の規定による金銭保証 以上10,000,000円未満の 対定によりでありによりであります。 は、第9条第1項の規定によりであります。 は、第9条第1項の規定による金銭保証 以上10,000,000円未満の工事に係るもの (1)第9条第1項の規定による金銭保証 人を立てる情が5,000,000円未満の工事に係るもの (1)第9条第1項の規定による金銭保証 人を立てる請負対象設計金額が5,000,000円未満の対象設計金額が5,000,000円未満の工事に係るもの (2)第14条第1項(第20条及び準別の規定による場合を含む。)の規定	局長の専決事項	局総務課長の専決事項
30,000,000円未満の 起工の決定及び当該 起工の決定をした工事に係る設計の変更 2 請負対象設計金額 が5,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結を随意契約の 方法によることの決定 3 請負対象設計金額 が10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の 方法によることの決定 3 請負対象設計金額 が10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の 方法によることの決定 3 請負対象設計金額 が10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の 方法によることの決定 4 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県連設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づくる事務の だにようる金銭 保証和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づくもる主ととされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づくる事務の (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成ののののの門 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成のののの門 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの (2)第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	1 請負対象設計金額	1 請負対象設計金額が
起工の決定をした工事に係る設計の変更 2 請負対象設計金額が5,000,000円未満の工事に係る請負契約の方法によることの決定 3 請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係る請負契約の方法によることの決定 3 請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係る請負契約の海結の決定 3 請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結の決定 4 鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に属する事務の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に属する事務の対ち次に掲げるもの(1)第9条第1項の規定による金銭保証工事に係るもの(1)第9条第1項の規定による金銭保証人を立てる情報に属するもの(1)第9条第1項の規定による金銭保証証に属する金銭保証に属する金銭保証に属する金銭保証に属する金銭保証に属する金銭保証に関係の対象設を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	が10,000,000円以上	5,000,000 円 以 上
起工の決定をした工事に係る設計の変更 2 請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係る請負契約の方法によることの決定 3 請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係る請負契約の方法によることの決定 3 請負対象設計金額が5,000,000円未満の工事に係る請負契約のの方法によることの決定 3 請負対象設計金額が5,000,000円以上の一般競争入札又は指名競争入札又は指名競争入札又は指名競争入札又は指名競争入人札の執行 4 鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号)第70条の規定によりその例による上される鳥取県建設工事執行規則に属する事務のうち次に掲げるもの(1)第9条第1項の規定による金銭保証に属する事務の方次に掲げるもの(1)第9条第1項の規定は工事完成保証更求のうち請負対象として表記が5,000,000円以上10,000,000円未満の工事に係る金銭保証に属する金銭保証に属する事務の方次に掲げるもの(1)第9条第1項の規定による金銭保証による金銭保証人を立てるに第14条第1項(第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定	30,000,000円未満の	10,000,000円未満の起
事に係る設計の変更 2 請負対象設計金額 が 5,000,000 円以上 10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の 方法によることの決 定 3 請負対象設計金額 が 10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の 方法によることの決 定 3 請負対象設計金額 が 10,000,000円未満の 工事に係る請負契約ののの円未満の 工事に係る請負契約のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	起工の決定及び当該	工の決定及び当該起工
2 請負対象設計金額 が 5,000,000 円以上 10,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結を随意契約の方法によることの決定 10,000,000円未満の 下法によることの決定 3 請負対象設計金額が 5,000,000円以上の一般 競争入札又は指名競争 入札の執行 3 請負対象設計金額 が10,000,000円以上 30,000,000円以上 30,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 程第70条の規定によとさずれる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務の方ち次に掲げるもの(1) 第9条第1項の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)に基づく管理者の権限に属する事務の方ち次に掲げるもの(1) 第9条第1項の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 大又は工事完成の工事に係るもの(1) 第9条第1項の規定による金銭 保証人又は工事完成保証で第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定	起工の決定をした工	の決定をした工事に係
が 5,000,000 円以上 10,000,000 円末満の 工事に係る請負契約 の締結を随意契約の 方法によることの決 定 3 請負対象設計金額 が 5,000,000円以上の一般 競争入札又は指名競争 入札の執行 4 鳥取県病院局財務 規程 (平成7年3月 鳥取県病院局管理規程第12号)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に属する事務のうち次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 人を立てる (2)第14条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 人を立てる (2)第14条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 合を含む。)の規定	事に係る設計の変更	る設計の変更
10,000,000円未満の 工事に係る請負契約の 方法によることの決定 3 請負対象設計金額が 5,000,000円以上の一般 競争入札又は指名競争 入札の執行 4 鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(1)第9条第1項の規定による金銭保証人又は工事完成保証(第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定	2 請負対象設計金額	2 請負対象設計金額が
工事に係る請負契約 の締結を随意契約の 方法によることの決定 3 請負対象設計金額 5,000,000円以上の一般 競争入札又は指名競争 が10,000,000円以上 30,000,000円末満の 工事に係る請負契約 の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程 (平成7年3月 鳥取県病院局管理規程第12号)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に属する事務の うち次に掲げるもの (1)第9条第1項の 規定による金銭保証 人を立てることの要求のうち請負対象設 計金額が5,000,000円以上10,000,000円末 満の工事に係るもの (1)第9条第1項の規定による金銭保証人又は工事完成保証	が 5,000,000 円 以上	5,000,000 円 以 上
おおきではできることの決定 おうはによることの決定 おうがり、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	10,000,000円未満の	10,000,000円未満の工
方法によることの決定	工事に係る請負契約	事に係る請負契約の締
定 5,000,000円以上の一般 競争入札又は指名競争 が10,000,000円以上 30,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程 (平成7年3月 鳥取県病院局管理規 程第12号)第70条の 規定によりその例に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 則 (昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項の 規定による金銭保証 人又は工事完成保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設 計金額が5,000,000円に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる (2)第14条第1項 (第20条及び第23条において準用する場 合を含む。)の規定	の締結を随意契約の	結の決定
3 請負対象設計金額 が10,000,000円以上 30,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程 (平成7年3月 鳥取県病院局管理規 程第12号)第70条の規定によりその例によることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項の 規定によっととされる鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設計金額が5,000,000円 以上10,000,000円 以上10,000,000円 以上10,000,000円 以上10,000,000円 以上10,000,000円 は、10,000,000円 以上10,000,000円	方法によることの決	3 請負対象設計金額が
が10,000,000円以上 30,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程 (平成7年3月 鳥取県病院局管理規 程第12号)第70条の 規定によりその例によることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項の 規定による金銭保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設計金額が5,000,000円に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 (第20条及び第23条 において準用する場合を含む。)の規定	定	5,000,000円以上の一般
30,000,000円未満の 工事に係る請負契約 の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局管理規 程第12号)第70条の 規定によりその例に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 (1)第9条第1項 の大き立てることの要 求のうち請負対象設 計金額が5,000,000円 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの (2)第14条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	3 請負対象設計金額	競争入札又は指名競争
工事に係る請負契約 の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程 (平成7年3月 鳥取県病院局管理規 程第12号)第70条の 規定によりその例に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 リ (昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 は工事完成保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設計金額が5,000,000円に属する事務のうち次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設計金額が5,000,000円以上10,000,000円よ高の工事に係るもの (1)第9条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	が10,000,000円以上	入札の執行
の締結の決定 4 鳥取県病院局財務 規程(平成7年3月 鳥取県病院局管理規	30,000,000円未満の	4 鳥取県病院局財務規
4 鳥取県病院局財務	工事に係る請負契約	程第70条の規定により
規程(平成7年3月 鳥取県病院局管理規 程第12号)第70条の 規定によりその例に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設 計金額が5,000,000円 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの (2)第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	の締結の決定	その例によることとさ
鳥取県病院局管理規 程第12号)第70条の 規定によりその例に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設 計金額が5,000,000円 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの (2)第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	4 鳥取県病院局財務	れる鳥取県建設工事執
程第12号)第70条の 規定によりその例に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完成保証 人を立てることの要 求のうち請負対象設 計金額が5,000,000円 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの (2)第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	規程 (平成7年3月	行規則に基づく管理者
規定によりその例に よることとされる鳥 取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる (1)第9条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	鳥取県病院局管理規	の権限に属する事務の
はることとされる鳥 取県建設工事執行規 則 (昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1) 第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる 規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 保証人を立てる 規定による金銭 において準用する場 合を含む。) の規定	程第12号) 第70条の	うち次に掲げるもの
取県建設工事執行規 則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1) 第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる	規定によりその例に	(1) 第9条第1項の
則(昭和48年11月鳥 取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1)第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる	よることとされる鳥	規定による金銭保証
取県規則第66号)に 基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1) 第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる 求のうち請負対象設 計金額が5,000,000円 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの (2) 第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。)の規定	取県建設工事執行規	人又は工事完成保証
基づく管理者の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの (1) 第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる 計金額が5,000,000円未 満の工事に係るもの (2) 第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場 合を含む。) の規定	則 (昭和48年11月鳥	人を立てることの要
に属する事務のうち 次に掲げるもの (1) 第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる	取県規則第66号) に	求のうち請負対象設
次に掲げるもの (1) 第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる 満の工事に係るもの (2) 第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場	基づく管理者の権限	計金額が5,000,000円
(1) 第9条第1項 の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる(2) 第14条第1項 (第20条及び第23条 において準用する場合を含む。)の規定	に属する事務のうち	以上10,000,000円未
の規定による金銭 保証人又は工事完 成保証人を立てる(第20条及び第23条 において準用する場合を含む。) の規定	次に掲げるもの	満の工事に係るもの
保証人又は工事完 において準用する場 成保証人を立てる 合を含む。) の規定	(1) 第9条第1項	(2) 第14条第1項
成保証人を立てる 合を含む。) の規定	の規定による金銭	(第20条及び第23条
,	保証人又は工事完	において準用する場
ことの要求のうちによる予定価格の決	成保証人を立てる	合を含む。) の規定
	ことの要求のうち	による予定価格の決

- 請負対象設計金額 が10,000,000円以 上30,000,000円未 満の工事に係るも
- (2) 第14条第1項 (第20条及び第23 条において準用す る場合を含む。) の規定による予定 価格の決定のうち 請負対象設計金額 が 10,000,000 円 以 満の工事に係るも
- (3) 第15条 (第20 条において準用す る場合を含む。) の規定による最低 制限価格の決定の うち請負対象設計 金額が10,000,000 円以上30,000,000 円未満の工事に係 るもの
- (4) 第19条第1項 の規定による入札 参加者の指名のう ち請負対象設計金 額が5,000,000円以 満の工事に係るも の
- (5) 第21条第1項 の規定による見積 書の提出者の決定 のうち請負対象設 計金額が5,000,000 円以上10,000,000 円未満の工事に係 るもの
- (6) 第22条の規定

- 定のうち請負対象設 計金額が5,000,000円 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの
- (3) 第15条 (第20条 において準用する場 合を含む。) の規定 による最低制限価格 の決定のうち請負対 象設計金額が 5,000,000 円 以 上 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- 上30,000,000円未 (4) 第30条第1項の 規定による工事の監 督の委託のうち請負 対象設計金額が 10.000.000円未満の 工事に係るもの
 - (5) 第33条の規定に よる措置の要求のう ち請負対象設計金額 が5,000,000円以上の 工事に係るもの
 - (6) 第39条第3項の 規定による工事の内 容の変更等のうち請 負対象設計金額が 5,000,000 円 以 上 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- 上30,000,000 円未 (7) 第40条第1項前 段の規定による工事 の内容の変更等のう ち請負対象設計金額 が 5,000,000 円 以上 10,000,000円未満の 工事に係るもの
 - (8) 第40条第1項後 段 (第36条第5項及 び第6項、第37条並 びに第39条第3項に おいて準用する場合

- (7) 第26条ただし 書の規定による権 利義務の譲渡等の 承認のうち請負対 象設計金額 (請負 契約の締結後にお いて請負対象設計 金額を変更した場 合は、当初の請負 対象設計金額。以 下局総務課長専決 事項の欄第1号を 除き同じ。) が 30,000,000 円未満 の工事に係るもの
- (8) 第27条ただし 書の規定による工 事の一括下請負等 の承認のうち請負 対象設計金額が 30,000,000 円未満 の工事に係るもの
- (9) 第30条第1項 の規定による工事 の監督の委託のう ち請負対象設計金 額が10,000,000円 以上30,000,000円 未満の工事に係る もの
- (10) 第39条第3項 の規定による工事 の内容の変更等の うち請負対象設計 金額が10,000,000

を含む。) の規定に よる工期等の変更の 協議のうち請負対象 設計金額が5,000,000 円以上10,000,000円 未満の工事に係るも のの協議及び請負代 金の額の変更の協議 のうち請負対象設計 金額が5,000,000円以 上10,000,000円未満 の工事に係るもの

- (9) 第40条第2項 (第36条第5項及び 第6項、第37条並び に第68条第2項の規 定による増加費用の 負担の決定のうち請 負対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- (10) 第40条第3項の 規定による工事の施 工の一時中止のうち 請負対象設計金額が 5,000,000 円以上 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- (11) 第41条の規定に よる工期の延長の承 認のうち請負対象設 計金額が5,000,000円 以上10,000,000円未 満の工事に係るもの
- (12) 第42条の規定に よる工期の延長
 - (13) 第43条第1項の 規定による工期の短 縮の要求のうち請負 対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- 円以上30,000,000 (14) 第43条第2項の

- 円未満の工事に係 るもの
- (11) 第40条第1項 前段の規定による 工事の内容の変更 等のうち請負対象 設計金額が 10,000,000円以上 30,000,000 円 未 満 の工事に係るもの (12) 第40条第1項 後段 (第36条第5
 - 項及び第6項、第 37条並びに第39条 第3項において準 用する場合を含む。) の規定による工期 等の変更の協議の うち請負対象設計 金額が10,000,000 円以上30,000,000 円未満の工事に係
- (13) 第40条第2項 (第36条第5項及 び第6項、第37条 並びに第68条第2 項において準用す る場合を含む。) の規定による増加 費用の負担の決定 のうち請負対象設 計金額が10,000,000 円以上30,000,000 円未満の工事に係 るもの

るもの

(14) 第40条第3項 の規定による工事 の施工の一時中止 のうち請負対象設 計 金額が 10,000,000円以上 30,000,000 円 未 満

- 規定による工期を延 長しないことの協議 のうち請負対象設計 金額が10,000,000円 未満の工事に係るも の
- (15) 第43条第3項の 規定による請負代金 の額の変更の協議の うち請負対象設計金 額が10,000,000円未 満の工事に係るもの
- (16) 第45条第5項の 規定による費用の負 担の協議のうち請負 対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- (17) 第48条第3項の 規定による請負代金 の額の決定のうち請 負対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- (18) 第48条第5項の 規定による費用の負 担の協議のうち請負 対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- (19) 第49条の規定に よる工事の内容の変 更の決定のうち請負 対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
 - (20) 第52条第1項 (第56条第2項にお いて準用する場合を 含む。) の規定によ る工事の完成検査の 委託のうち請負対象 設計金額が10,000,000

- の工事に係るもの (15) 第41条の規定 による工期の延長 の承認のうち請負 対象設計金額が 10,000,000円以上 30,000,000 円未満 の工事に係るもの (16) 第43条第1項
- の規定による工期 の短縮の要求のう ち請負対象設計金 額が10,000,000円 以上30,000,000円 未満の工事に係る もの
- (17) 第43条第2項 の規定による工期 を延長しないこと の協議のうち請負 10,000,000円以上 30,000,000 円 未 満 の工事に係るもの
- (18) 第43条第3項 の規定による請負 の工事に係るものの執行
- 額の変更の決定の うち請負対象設計 金額が30,000,000 円未満の工事に係 るもの
- (20) 第45条第5項 の規定による費用 の負担の協議のう ち請負対象設計金

- 円未満の工事に係る もの
- (21) 第57条第1項の 規定による工事目的 物の使用の決定のう ち請負対象設計金額 が10,000,000円未満 の工事に係るもの
- (22) 第57条第3項の 規定による増加費用 の負担の決定のうち 請負対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- (23) 第67条第1項の 規定による請負代金 の代理受領の承認の うち請負対象設計金 額が10,000,000円以 上の工事に係るもの
- 対象設計金額が (24) 第72条第4項の 規定による措置をと ることの決定のうち 請負対象設計金額が 10,000,000円未満の 工事に係るもの
- 代金の額の変更の 5 契約対象金額が 協議のうち請負対 5,000,000 円 以 上 象 設 計 金 額 が 10,000,000円未満の土 10,000,000円以上 地、水面等の測量及び 30,000,000 円未満 調査で工事に係るもの
- (19) 第44条の規定 6 契約対象金額が による請負代金の 5,000,000 円 以 上 10,000,000円未満の設 計又は監督で工事に係 るものの委託の決定

額が10,000,000円以上30,000,000円未満の工事に係るもの

- (21) 第48条第3項 の規定による請負 代金の額の変更の 決定のうち請負対 象 設 計 金 額 が 10,000,000円以上 30,000,000円未満 の工事に係るもの
- の工事に係るもの (22) 第48条第5項 の規定による費用 の負担の協議のう ち請負対象設計金 額が10,000,000円 以上30,000,000円 未満の工事に係る もの
- (23) 第49条の規定 による工事の内容 の変更の決定のう ち請負対象設計金 額が10,000,000円 以上30,000,000円 未満の工事に係る もの
- (24) 第50条第1項 の規定による工事 の完成の請求のう ち請負対象設計金 額が30,000,000円 未満の工事に係る もの
- (25) 第52条第1項 (第56条第2項に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による工事の完 成検査の委託のう ち請負対象設計金 額が10,000,000円

以上30,000,000円 未満の工事に係る もの

- (26) 第57条第1項 の規定による工事 目的物の使用のう ち請負対象設計金 額が10,000,000円 以上30,000,000円 未満の工事に係る もの
- (27) 第57条第3項 の規定による増加 費用の負担の決定 のうち請負対象設 計金額が10,000,000 円以上30,000,000 円未満の工事に係 るもの
- (28) 第58条第1項 の規定によるかし の修補又は損害の 賠償の請求のうち 請負対象設計金額 が30,000,000円未 満の工事に係るも の
- (29) 第69条第1項 及び第70条第1項 の規定による請負 契約の解除のうち 請負対象設計金額 が30,000,000円未 満の工事に係るも の
- (30) 第72条第4項 の規定による措置 をとることの決定 のうち請負対象設 計金額が10,000,000 円以上30,000,000 円未満の工事に係 るもの

部分の金額 (以下 「契約対象金額」と いう。) が10,000,000 円以上20,000,000円 未満の土地、水面等 の測量及び調査で工 事に係るものの執行 6 契約対象金額が 10,000,000 円 以上 20,000,000円未満の 設計又は監督で工事

5 契約の対象となる

別表第4 (第6条関係)

局長の委任決裁事項

- 1 略
- 2 鳥取県情報公開条例に規定する管理者の権限に 属する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 略
 - (2) 同条例第7条第2項、第4項又は第5項の 規定による期間の延長又は期間の延長の特例の 決定 (特に重要なものを除く。)
- 3 及び4 略

局総務課長の委任決裁事項 略 病院長の委任決裁事項

- 1~13 略
- 14 次に掲げる工事の起工の決定及び当該起工の決 定をした工事に係る設計の変更
 - (1) 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - (2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- 15 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係 る請負契約の締結を随意契約の方法によることの
- 16 次に掲げる工事に係る請負契約の締結の決定
 - (1) 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - (2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- 17 次に掲げる工事に係る一般競争入札又は指名競 争入札の執行
 - (1) 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事

別表第5 (第7条関係)

決定

局長の委任決裁事項

に係るものの委託の

- 1 略
- 2 鳥取県情報公開条例に規定する管理者の権限に 属する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 略
- (2) 同条例第7条第2項又は第4項の規定によ る期間の延長又は期間の延長の特例の決定 (特 に重要なものを除く。)
- 3 及び4 略 局総務課長の委任決裁事項 略 病院長の委任決裁事項
- 1~13 略
- 14 請負対象設計金額が500万円未満の起工の決定 及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更
- 15 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る 請負契約の締結を随意契約の方法によることの決
 - 16 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る 請負契約の締結の決定
 - 17 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る 一般競争入札又は指名競争入札の執行

- (2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- 18 鳥取県病院局財務規程 (平成7年鳥取県病院局管理規程第12号)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号)に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 次に掲げる工事に係る第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事

- (2) 次に掲げる工事に係る第14条第1項(第20 条及び第23条において準用する場合を含む。) の規定による予定価格の決定
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (3) 次に掲げる工事に係る第15条(第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (4) 次に掲げる工事に係る第19条第1項の規定 による入札参加者の指名
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (5) 第21条第1項の規定による見積書の提出者 の決定のうち請負対象設計金額が1,000万円未 満の工事に係るもの
- (6) 第22条の規定による請負契約の相手方の決 定のうち請負対象設計金額が1,000万円未満の

- 18 鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約 書の作成のうち請負対象設計金額が500万円未 満の工事に係るもの
 - (2) 第9条第1項の規定による金銭保証人又は 工事完成保証人を立てることの要求のうち請負 対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの
 - (3) 第9条第2項の規定による金銭保証人又は 工事完成保証人の承認
 - (4) 第14条第1項 (第20条及び第23条において 準用する場合を含む。) の規定による予定価格 の決定のうち請負対象設計金額が500万円未満 の工事に係るもの
 - (5) 第15条 (第20条において準用する場合を含む。) の規定による最低制限価格の決定<u>のうち</u> 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る もの
 - (6) 第19条第1項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの
 - (7) 第21条第1項の規定による見積書の提出者 の決定のうち請負対象設計金額が500万円未満 の工事に係るもの
 - (8) 第22条の規定による請負契約の相手方の決 定のうち請負対象設計金額が500万円未満の工

工事に係るもの

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 次に掲げる工事に係る第33条の規定による 措置の要求
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (10) 次に掲げる工事に係る第36条第7項の規定 による工期又は請負代金の額の変更
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (11) 次に掲げる工事に係る第37条後段の規定に よる工期又は請負代金の額の変更
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (12) 次に掲げる工事に係る第39条第4項の規定 による工事の内容の変更等
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (13) 次に掲げる工事に係る第39条第5項の規定 による工期又は請負代金の額の変更
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (14) 次に掲げる工事に係る第40条前段の規定に よる工事の内容の変更等
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事

- 事に係るもの
- <u>(9)</u> 略 (10) 略
- (11) 第33条の規定による措置の要求<u>のうち請負</u> 対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

(12) 第39条第3項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下同じ。)が500万円未満の工事に係るもの

- (13) 第40条第1項前段の規定による工事の内容 の変更等のうち請負対象設計金額が500万円未 満の工事に係るもの
- (14) 第40条第1項後段 (第36条第5項及び第6 項、第37条並びに第39条第3項において準用す る場合を含む。) の規定による工期の変更の協 議のうち請負対象設計金額が500万円未満の工 事に係るもの
- (15) 次に掲げる工事に係る第40条後段の規定に

- よる工期又は請負代金の額の変更
- ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
- <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (16) 次に掲げる工事に係る第40条の2第1項又 は第2項の規定による工事の施工の一時中止
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (17) 次に掲げる工事に係る第40条の2第3項 (第68条第2項において準用する場合を含む。) の規定による工期又は請負代金の額の変更
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (18) 次に掲げる工事に係る第41条の規定による 工期の延長の承認
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (19) 略
- (20) 次に掲げる工事に係る第52条第1項 (第56 条第2項において準用する場合を含む。) の規 定による工事の完成検査の命令
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 第66条第4項の規定による請負代金の部分払
- (25) 次に掲げる工事に係る第67条第1項の規定 による請負代金の代理受領の承認
 - ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事
 - <u>イ</u> 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備 工事

(15) 第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

- (16) 第41条の規定による工期の延長の承認のう ち請負対象設計金額が500万円未満の工事に係 るもの
- (17) 略
- (18) 第52条第2項 (第56条第2項において準用 する場合を含む。)の規定による工事の完成検 査の命令のうち請負対象設計金額が2,000万円 未満 (設備工事にあっては、1,000万円未満) の工事に係るもの
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 第66条第3項の規定による請負代金の部分
- (23) 第67条第1項の規定による請負代金の代理 受領の承認のうち請負対象設計金額が500万円 未満の工事に係るもの
- (24) 第69条第2項 (第70条第3項及び第71条第

- (26) 第72条第1項の規定による請負代金の支払
- 19 契約の対象となる部分の金額 (以下「契約対象金額」という。) が2,000万円未満の土地、水面等の測量及び調査で工事に係るものの執行

20~25 略

26 病院事業財産の使用の許可 (管理者が別に定めるものに限る。)

27~30 略

別表第5 (第8条関係)

病院長の専決事項

- 1 鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち、次に掲げる工事に係る第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成
 - (1) 請負対象設計金額が1億円以上の建築工事
 - (2) 請負対象設計金額が2,000万円以上の設備

工事

2 及び3 略

2項において準用する場合を含む。) の規定に よる検査の命令のうち請負対象設計金額が2,000 万円未満(設備工事にあっては、1,000万円未 満)の工事に係るもの

- (25) 第69条第2項 (第70条第3項及び第71条第 2項において準用する場合を含む。) の規定に よる請負代金の支払
- 19 契約対象金額が<u>500万円</u>未満の土地、水面等の 測量及び調査で工事に係るものの執行

20~25 略

26 病院事業財産の使用の許可 (使用期間が1月未 満 (医療に係るものを除く。) のものに限る。) 27~30 略

別表第6 (第9条関係)

病院長の専決事項

1 鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち、第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が500万円以上の工事に係るもの

2 及び3 略

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正(「又は第4項」を「、第4項又は第5項」に改める部分に限る。)及び別表第5の改正(「又は第4項」を「、第4項又は第5項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

	28	平成18年3月28日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第47号
Г									